

船舶事故調査報告書

平成30年12月19日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡																																
発生日時	不明（平成30年9月7日 07時05分ごろ～11時25分ごろの間）																																
発生場所	不明（兵庫県南あわじ市灘漁港付近）																																
事故の概要	漁船 戎丸は、刺し網漁の揚網を行う目的で出港したのち、船長が落水して死亡した。																																
事故調査の経過	平成30年9月11日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか2人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。																																
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 戎丸、1.2トン HG3-37989（漁船登録番号）、個人所有 5.34m(Lr)×1.74m×0.59m、FRP ガソリン機関、30kW（動力漁船登録票による）、昭和55年12月1日																																
乗組員等に関する情報	船長 男性 77歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年4月30日 免許証交付日 平成28年6月15日 （平成34年4月12日まで有効）																																
死傷者等	死亡 1人（船長）																																
損傷	後部付近で2つに分断、船首端上部に破損、船首端下部等に擦過傷、船外機の脱落																																
気象・海象	(1) 気象 気象庁（南淡地域気象観測所）の本事故当日の観測値（天気のみ洲本特別地域気象観測所の観測値である。） <table border="1" data-bbox="608 1789 1406 2051"> <thead> <tr> <th rowspan="2">時刻 (時:分)</th> <th rowspan="2">気温 (°C)</th> <th colspan="2">平均</th> <th colspan="2">最大瞬間</th> <th rowspan="2">天気</th> </tr> <tr> <th>風速 (m/s)</th> <th>風向</th> <th>風速 (m/s)</th> <th>風向</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>06:30</td> <td>24.9</td> <td>4.2</td> <td>南南東</td> <td>9.5</td> <td>南南東</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>07:00</td> <td>25.2</td> <td>3.8</td> <td>南南東</td> <td>9.3</td> <td>南南東</td> <td>雨</td> </tr> <tr> <td>07:30</td> <td>25.2</td> <td>4.1</td> <td>南南東</td> <td>10.3</td> <td>南南東</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	時刻 (時:分)	気温 (°C)	平均		最大瞬間		天気	風速 (m/s)	風向	風速 (m/s)	風向	06:30	24.9	4.2	南南東	9.5	南南東	—	07:00	25.2	3.8	南南東	9.3	南南東	雨	07:30	25.2	4.1	南南東	10.3	南南東	—
時刻 (時:分)	気温 (°C)			平均		最大瞬間			天気																								
		風速 (m/s)	風向	風速 (m/s)	風向																												
06:30	24.9	4.2	南南東	9.5	南南東	—																											
07:00	25.2	3.8	南南東	9.3	南南東	雨																											
07:30	25.2	4.1	南南東	10.3	南南東	—																											

08:00	25.7	2.2	南	4.3	南	雨
08:30	25.9	3.1	南南東	5.6	南南東	—
09:00	25.7	3.0	南	5.4	南	雨
09:30	26.5	3.6	南南東	6.7	南南東	—
10:00	26.4	3.6	南南東	7.3	南南東	曇り
10:30	26.3	4.0	南南東	8.3	南南東	—
11:00	26.1	4.5	南南東	9.0	南南東	雨
11:30	27.4	5.4	南南東	9.9	南南東	—

※天気は、毎正時のみ掲載されている。

(2) 海象

波高 約2～3m、潮流 東流約0.2ノット、水温 約25℃

※水温は、09時00分の観測値である。

(3) 気象注意報の発表状況（南あわじ市）

9月6日10時14分に強風及び波浪注意報が発表され、7日07時51分に大雨注意報が新たに発表された。

強風及び波浪注意報は、8日05時37分に一旦解除されたものの、8日16時38分に再び発表され、10日11時28分に解除されるまで継続された。

大雨注意報は、9日10時19分に大雨警報に切り替えられた。

10日11時28分に大雨警報が大雨注意報に切り替えられ、強風及び波浪注意報が解除された。

大雨注意報は、10日17時53分に解除された。

神戸地方気象台における注意報の発表基準は、強風注意報（平均風速）が陸上で12m/s以上及び海上で15m/s以上であり、波浪注意報が有義波高1.5m以上である。

事故の経過

本船は、船長が1人で乗り組み、前日に仕掛けた刺し網を揚げる目的で、平成30年9月7日早朝に灘漁港を出港した。

僚船の船長は、沖防波堤東方300m付近で停船して出航待機中、06時57分ごろ自船の西南西方を西進する本船を認め、07時05分ごろ沖防波堤西端の南側で刺し網の浮き（漁具）に手を掛けている船長を目撃した。

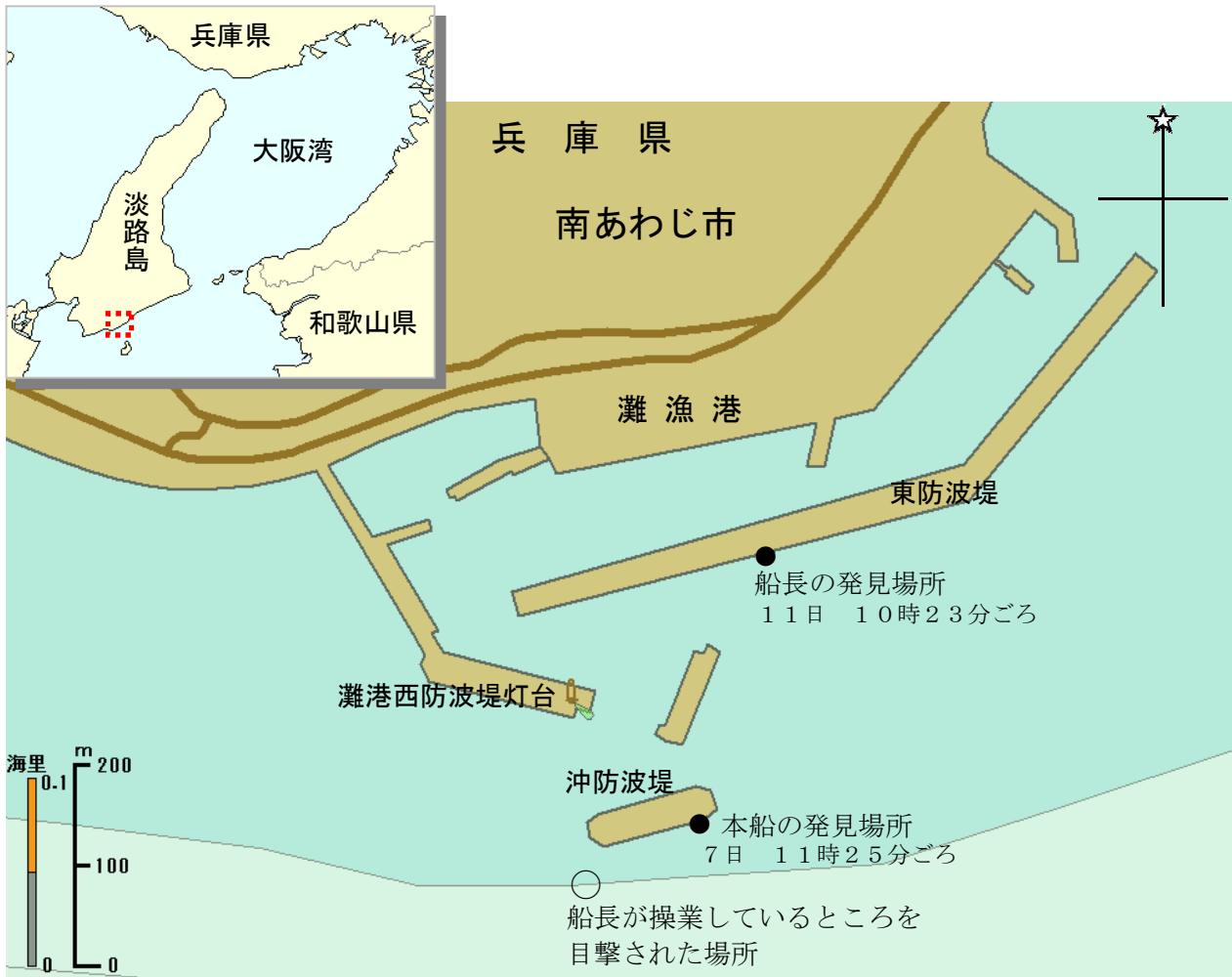
船長が所属する漁業協同組合（以下「本件組合」という。）所属の漁業者は、船長が、ふだんであれば帰港している11時00分になっても帰港していないので、船長が操業を行っていた沖防波堤付近を他の漁業者と共に捜したところ、11時25分ごろ、沖防波堤南側に敷設された消波ブロックの東端付近で、海面から船首端が出て消波ブロックに寄り掛かって浮いている無人の状態の本船を発見した。

本件組合の代表者は、灘漁港で待機していたところ、本船を発見した旨の連絡を受け、本船が事故に遭ったものと判断して海上保安庁に通報した。

	<p>本船は、船長が行方不明となり、本件組合が要請した潜水士により、船体が後部付近で割れて船外機が脱落した状態であることが確認された。</p> <p>本船は、8日に灘漁港の岸壁に陸揚げされた。</p> <p>船長は、海上保安庁、僚船等による捜索が行われた結果、12日10時23分ごろ灘漁港の東防波堤南側に敷設された消波ブロックに挟まっているところを捜索中の本件組合所属の漁業者によって発見され、医師により死亡が確認された。</p> <p>船長は、溺死の疑いと検案された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図、写真1～4 本船 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、揚網する際、ふだんから船尾端の右舷側に船首方を向いて腰を掛け、機械を使わずに人力で網を手繰り上げていた。</p> <p>本船は、発見された際、船体中央付近の2個の魚倉に漁獲物は入っておらず、付近海面に刺し網が流れて浮きが固まって浮いており、刺し網にいせえびがかかっていた。</p> <p>船長は、発見時、消波ブロックに挟まっており、上衣が半袖のシャツ(下着)の上に長袖のシャツを、左腕に腕時計を、及び腰にコルセットを身に付けていた。</p> <p>本件組合は、平成26年に作業用救命衣(首掛けタイプの膨張式)を漁業者に配付していた。</p> <p>本件組合の職員は、船長がふだんから作業用救命衣を着用しておらず、本船に置いている旨を聞いたことがあった。</p> <p>船長の作業用救命衣は、本事故後、本船から発見されなかった。</p> <p>本事故後、灘漁港付近の海上で長靴、ヤッケ及びポーチが発見され、いずれも船長のものであることが確認された。</p> <p>船長は、携帯電話を所有しており、ふだんから首に掛けて身に付けていたが、発見時には身に付けておらず、本船からも発見されなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>なし</p> <p>不明</p> <p>船長の死因は、溺死の疑いであった。</p> <p>本船は、船長が、07時05分ごろ灘漁港の沖防波堤西端の南側で刺し網の浮きに手を掛け、操業しているところを僚船の船長に目撃された後、11時25分ごろ、沖防波堤南側に敷設された消波ブロックの東端付近で、船首を上にして海面から船首端が出て消波ブロックに寄り掛かって浮いている無人の状態で見られたことから、この間において、船長が落水したのと考えられるが、落水した状況を明らかにすることはできなかった。</p>

	<p>本船は、強風及び波浪注意報が発表され、平均風速2.2～5.4m/sの南東寄りの風が吹き、高さ約2～3mの波が発生する状況下、船首端上部に破損及び同下部に擦過傷を生じ、後部付近が分断された状態で発見されたことから、沖防波堤南側に敷設された消波ブロックに衝突した可能性があると考えられるが、船長が本事故で死亡していることから、その状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>船長は、落水して溺死したものと考えられるが、溺死するに至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、灘漁港の沖防波堤南側において、船長が落水して溺水したことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型船舶の暴露甲板に乗船している場合は、救命胴衣を適切に着用すること。 ・ 船長は、気象及び海象の悪化を認めた場合には、操業を中止して速やかに帰航すること。

付図1 事故発生場所概略図



※一般財団法人日本水路協会発行の航海用電子参考図 (new pec) 使用

写真1 本船（左舷船尾方から撮影）

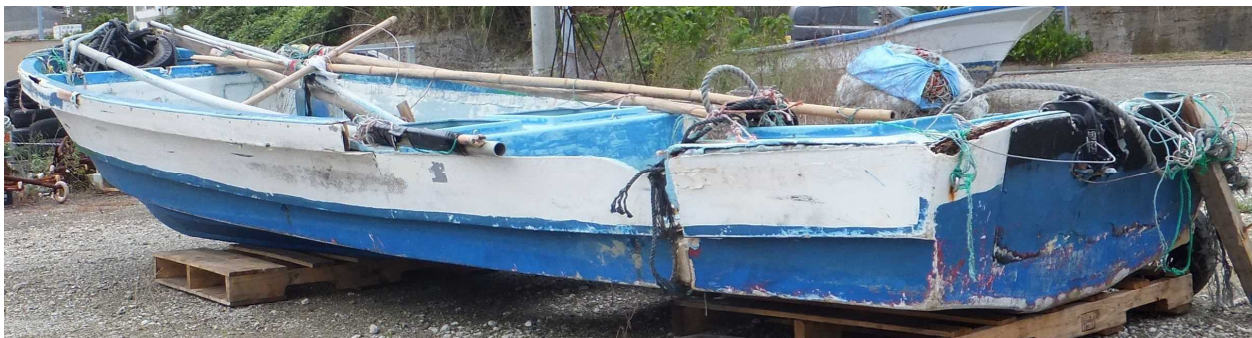


写真2 本船（右舷船尾方から撮影）



写真3 本船（船首方から撮影）



写真4 本船（船尾方から撮影）

